

介護保険サービスにおける人員、設備及び運営並びに報酬に係る注意事項

【語句説明】

施設サービス:介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設  
 施設系サービス:施設サービス, 特定施設入居者生活介護  
 短期入所:短期入所生活介護, 短期入所療養介護 特定施設:特定施設入居者生活介護  
 福祉用具:福祉用具貸与, 特定福祉用具販売  
 訪問系サービス:訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 居宅療養管理指導

【平成24年度実地指導指摘事項】

【人員基準】

サービス種別	基準項目	指摘事項
1 訪問介護	訪問介護員等の員数	勤務形態一覧表等に記載された勤務時間と勤務実態が著しくかい離している。 《勤務日及び勤務時間が不定期的な訪問介護員等(登録訪問介護員等)の勤務表の勤務時間数はサービス提供の実績(移動時間も含む)に即したものとすること。》
2 訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護事業と「サービス付高齢者向け住宅」又は「家政婦サービス」に従事する従業員のそれぞれの勤務時間が不明確になっている。 《介護保険の訪問介護事業とそれ以外のサービスに従事する時間は明確に区分し, 勤務実績の管理を行うこと。》
3 訪問介護	訪問介護員等の員数	常勤専従であることが必要なサービス提供責任者が他の事業所に勤務していた。 【配置不足となっていないような虚偽の書類を作成した場合は指定取消等の処分対象】
4 通所介護	従業者の員数	介護職員が, 確保すべき勤務延時間数分の人員配置をしていない。【減算対象】
5 通所介護	従業者の員数	通所介護事業所に常勤として勤務すべき者が, 同法人が運営する他事業所等と兼務している。《常勤として勤務する職員は, 通所介護事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数は他事業所での勤務はできない。》
6 通所介護	従業者の員数	看護師又は准看護師を配置していない日がある。(利用定員が11人以上)【減算対象】 《(1)看護師を配置していない(事業所に出勤していない)日に, 密接かつ適切な連携が図れたとしても, 当該日の利用者に対して本来なされるべき看護サービスが提供されたとは言えないことから, 人員基準欠如の計算(※)上, 当該日は延べ人数に含むことはできない。 (※)サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日が1を満たさない (2)定員が11人以上の場合にあっては, 当日の利用者が10人以下であっても, 看護職員の配置は必要となる。》
7 通所介護	従業者の員数	生活相談員の配置をしていない曜日がある。 《サービス提供日には, 必ず配置が必要。また, サービス提供日において生活相談員又は介護職員のうち(※)1人以上は常勤職員を配置すること。》 (※)定員10人以下の場合は, 生活相談員, 介護職員又は看護職員
8 短期入所生活介護	従業者の員数	医師が配置されていない。《医師は1人以上配置すること。(基準該当サービスを除く)》
9 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	福祉用具専門相談員の員数	福祉用具専門相談員が他の事業に従事するなどし, 福祉用具貸与事業所の業務の従事時間が確保できておらず, 配置員数が不足している。 《福祉用具貸与の業務に専従している時間が, 常勤換算方法で2以上必要。》 【配置不足となっていないような虚偽の書類を作成した場合は指定取消等の処分対象】
10 居宅介護支援	管理者	管理者について, 介護支援専門員証の有効期限が切れ, 更新を行っていない。 《管理者は, 介護支援専門員でなければならない。介護保険法では有効な介護支援専門員証の交付を受けている者を介護支援専門員という。 仮に, 無資格者が介護サービス計画を作成した場合には介護サービス計画費は請求できない。》

【設備基準】

サービス種別	基準項目	指摘事項
1 通所介護	設備および備品等	恒常的に、併設の同法人他事業所内で、機能訓練等のサービス提供を行っている。《設備等を変更する場合には、設備基準を確認したうえで、事前に指定権者へ協議を行い、変更届を提出すること。【別紙「変更届について」参照】》
2 短期入所生活	設備および備品等	併設の短期入所生活介護事業所の専用居室で、本体介護老人福祉施設の入所者に対してサービスを行っている。
3 介護老人福祉施設	設備および備品等	静養室等について用途に応じた利用をしていない。 サービス・ステーションが利用者のデイルームとして活用されている。 《設備の用途に変更がある場合には、設備基準を確認したうえで、事前に指定権者へ協議を行い、変更届を提出すること。》

【運営基準】

サービス種別	基準項目	指摘事項
1 全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書と、運営規程、運営実態との内容が一致していない。《整合性を図ること。また、不備・記載漏れ等内容の修正を行うこと。》
2 全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書について、利用者に対し説明していない。又は説明しているが交付していない。《利用者又はその家族に重要事項を記載した文書を交付し、説明の上、同意を得ること。》
3 全サービス共通	受給資格の確認	継続してサービスを利用している利用者の被保険者証を確認していない。
4 全サービス共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅介護支援事業者からケアプランの提供を受けていない。《必要に応じて介護計画書を修正すること。》
5 全サービス共通		居宅介護支援事業者からケアプランの提供を受けているが、利用者の同意があったケアプランかどうかの確認ができない。
6 全サービス共通		各サービス計画書が、居宅サービス計画に沿った内容で作成されていない。
7 全サービス共通	居宅サービス計画等の変更の援助	ケアプラン変更の必要があったにもかかわらず、居宅介護支援事業者に連絡していなかったため、居宅サービス計画書の見直し、サービス計画書の修正がされていなかった。《ケアプラン及びサービス計画書に記載のあるサービスが、実際はサービス提供不要のことで提供されていなかった。》
8 全サービス共通	サービスの提供の記録	サービス提供に係る記録を紛失している。 《サービス提供の記録方法が煩雑などの理由で記録漏れが発生することが多い。転記を減らす記録方法、様式等の見直しや複数の従業者による確認などの検討を行うこと。》 【虚偽の記録を作成した場合は、指定取消等処分の対象】
9 施設系サービス	サービスの提供の記録	利用者の介護保険被保険者証に、入所についての記載が漏れている。
10 全サービス共通	利用料等の受領	特別の事情がある利用者に対し、給付限度額を超えた、自費対応部分の利用料について請求していない。《特別の事情があったとしても、利用者間の公平の観点から、給付限度額を超えた自費負担について、法定代理受領サービスとの間に不合理な差額を設けないこと。》
11 全サービス共通	利用料等の受領	日常生活費等の受領にあたり、利用者から同意を得ていない。【別紙「その他日常生活費」等の取扱いについて参照】
12 全サービス共通	基本取扱方針	自ら提供するサービスの質の評価を実施していない。
13 全サービス共通	サービス計画の作成	サービス計画の内容と実際のサービス提供内容が異なっている。
14 全サービス共通	サービス計画の作成	サービス計画を変更した場合に、その計画を再作成し、利用者の同意を得ていない。

サービス種別	基準項目	指摘事項
15 全サービス共通 (訪問入浴介護を除く)	サービス計画の作成	サービス計画が作成されていない。 《(1)サービス提供は計画を基に行われるものであり、暫定的に作成したものでよいので、サービス提供開始までには、計画を作成し、利用者又はその家族に説明を行い、同意を得た上で交付すること。 (2)利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画を作成すること。また、要介護認定更新時、区分変更時においても、必要に応じて計画の見直しを行うこと。》
16 全サービス共通	管理者の責務	管理者が従業者に対して、基準遵守のため必要な指揮命令を行っていない。
17 全サービス共通	勤務体制の確保等	勤務表が作成されていない。 《管理者の出勤が確認できる書類が整備されていなかった。》
18 全サービス共通	勤務体制の確保等	勤務表について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者が明確でなかったため、明確にすること。
19 全サービス共通	勤務体制の確保等	従業者の資質向上のため、研修の機会を確保していない。
20 全サービス共通 (訪問系サービス除く)	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施していない。
21 全サービス共通 (訪問系サービス除く)	非常災害対策	風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定していない。
22 施設サービス	衛生管理等	「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」が作成されていない。
23 訪問系サービス	衛生管理等	従業者の健康状態について必要な管理(健康診断等)を行っていない。
24 全サービス共通 (福祉用具除く)	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。
25 全サービス共通	秘密保持等	従業者であった者が、退職後も業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていない。
26 全サービス共通	秘密保持等	利用者の個別ファイルが訪問者から見えないよう対策を講じていない。
27 全サービス共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。
28 全サービス共通	事故発生時の対応	市町村への事故発生時の報告がなされていない。 《事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者の居宅介護支援事業者等へ連絡すること。》
29 全サービス共通	事故発生時の対応	事故発生時の対応方法が定められていない。
30 施設サービス	事故発生時の対応	「事故発生の防止のための指針」が作成されていない。
31 全サービス共通	会計の区分	併設事業所等の会計と当該事業の会計が区分されていない。
32 全サービス共通	記録の整備	利用者に対するサービス提供の記録を、その完結の日から2年間保存していない。 【別紙「県独自基準の概要」参照】
33 全サービス共通	高齢者虐待の防止	言葉使いが荒い介護職員等の言動について、一部の利用者にとっては心理的虐待となっている。 《高齢者虐待について、事業所全体で理解を深め、防止すること。》
34 全サービス共通 (施設サービス及び短期入所、特定施設)	身体的拘束等の禁止	身体的拘束を行っており「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件を真に満たしているかの検討、身体的拘束等の態様・時間・その際の心身の状況・緊急やむを得ない理由の記録、廃止に向けた検討の取組みが不十分だった。 《管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成すること。》

サービス種別	基準項目	指摘事項
35 全サービス共通 (施設サービス及び短期入所, 特定施設)	身体的拘束等の禁止	身体的拘束を行っているが, その態様及び時間, その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない。【施設サービスについては減算対象】
36 全サービス共通 (施設サービス及び短期入所, 特定施設)	身体的拘束等の禁止	施設として身体拘束と認識できていない事例があった。
37 訪問介護	介護予防訪問介護の具体的な取扱方針	少なくとも1月に1回は利用者の状態, サービス提供状況を介護予防支援事業者に報告する必要があるが, 報告の記録がない。 《居宅サービスについても, サービスの提供状況についてはサービス利用票等で介護支援専門員等へ報告すること。また, モニタリングを行った結果についても, 定期的に介護支援専門員等への報告を行うことが望ましい。》
38 訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	訪問看護計画書を利用者に説明し同意を得た記録がない。 《訪問看護計画のサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため, 訪問看護計画書の作成に当たっては, その内容等を説明し, 利用者の同意を得ること。》
39 通所介護	勤務体制の確保	営業時間内に, 従業者が配置されておらず, 併設他事業所の従業者が対応している。 《通所介護事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし, 調理, 洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については, 第三者への委託可》
40 通所介護	指定通所介護の基本取扱方針及び具体的な取扱方針	通所介護計画に位置づけのないまま, 外出サービスを行っている。 《事業所内でのサービス提供が原則であるが, ①あらかじめ通所介護計画に屋外でのサービス提供を位置付けるとともに, ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できることなどの条件を満たしていることが必要である。これは花見も例外ではない。【別紙「通所介護における外出サービスについて」参照】》
41 通所介護	指定介護予防通所介護の取扱方針	少なくとも1月に1回は利用者の状態, サービス提供状況を介護予防支援事業者に報告する必要があるが, 報告の記録がない。 《居宅サービスについても, サービスの提供状況についてはサービス利用票等で介護支援専門員等へ報告すること。また, モニタリングを行った結果についても, 定期的に介護支援専門員等への報告を行うことが望ましい。》
42 通所介護	運営規程	入浴設備が他の事業所・施設等と共用であること及び入浴時間帯の設定等の共用条件を満たしている旨を記載していない。【別紙「通所介護事業所に設置する入浴設備を他の事業所・施設等と共用する場合の取扱いについて」参照】
43 通所介護	定員の遵守	利用定員を超えてサービス提供を行っている。 《月平均で定員を超えた場合に減算の対象となるが, 減算の対象とならない場合であっても, サービス提供日においては, 非常災害等やむを得ない事情がある場合を除き, 利用定員を超えて指定(介護予防)通所介護の提供を行わないこと。》
44 短期入所生活	短期入所生活介護計画の作成	4日以上連続して利用する利用者の計画が作成されていない。 《4日以上連続して利用する場合は, 短期入所生活介護計画を作成すること, その際には利用者又はその家族に説明を行い, 同意を得たうえで, 交付すること。また, 4日以上連続して利用しない場合であっても, 定期的に利用している者については, 効果的・効率的なサービス提供の観点から計画を作成することが望ましい。》
45 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	サービス提供の記録	サービス提供に関する記録について, 受託居宅サービスと特定施設サービスが区別されず, 同一事業所が実施したかのように記録されている。 《特定施設事業者は, ①自ら行う利用者の安否確認, 生活相談, 計画作成の方法等を記録するとともに, ②受託居宅サービス事業者に対し, 当該サービス提供の実施状況を把握するため, 日時, 時間, 具体的なサービスの内容等を文書で報告させること。 また, サービス提供実績の記録と請求内容が異なる。訪問介護サービスの実施記録は, 受託居宅サービス事業所から報告を受け, 保管しておくこと。》

サービス種別	基準項目	指摘事項
46	福祉用具貸与・販売 衛生管理等	福祉用具の保管や消毒等を委託する場合、委託先の業務内容を定期的に確認していない又は確認結果を記録していない。 《福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響しない業務を委託した場合は業務の実施状況を定期的に確認し記録すること。》
47	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	暫定プランは作成されていたが、要介護変更認定を受けた際に、居宅サービス計画が作成されていない。
48	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (アセスメント)	アセスメントが行われていない。又は、居宅を訪問して行われていない。 《アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行うこと。》【運営基準減算】
49	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (サービス担当者会議)	サービス担当者会議が開催されていない。 《サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。》【運営基準減算】
50	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (利用者への説明と同意)	居宅サービス計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ていない。 《利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画について説明し、同意を得た上で、交付すること。》【運営基準減算】
51	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (モニタリング)	モニタリングのために居宅訪問を行っていない。 《少なくとも月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。》【運営基準減算】
52	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (モニタリング)	モニタリングの内容を記録していない。【運営基準減算】
53	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (医療系サービス)	医療系サービスを居宅サービス計画に位置付けているが、主治医等の意見及び指示を求めている、又は記録されていない。
54	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (福祉用具)	福祉用具の貸与又は販売を居宅サービス計画に位置付けているが、必要な理由を記載していない。 《福祉用具の必要性について十分検討せずに選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。》
55	居宅介護支援 「通院等乗降介助」の算定	通院等乗降介助の算定に当たっては、総合的な援助の一環として居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、通院等乗降介助が必要な理由等が居宅サービス計画に明確に記載されている必要があるが、これらが明記されていない。
56	居宅介護支援 訪問介護における「生活援助中心型」の算定	居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容等について記載する必要があるが、これらが明記されていない。
57	居宅介護支援 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (一連の業務)	軽微な変更該当しないにも関わらず一連の業務が実施されていない。 又は居宅サービスの計画の変更時(一部のサービスが終了するなどサービスの減少において、一連の業務を実施していない。【運営基準減算】 【長期間に渡って必要な業務が行われていない場合は、指定取消等の処分対象】

## 【介護報酬関係】

サービス種別	加算・減算	指摘事項
1 訪問介護	基本報酬	サービス提供について実績時間と介護報酬請求の時間が異なっている。 《計画と異なるサービス提供を行う場合には、計画を変更するなど必要な手続を経た上で、介護報酬を請求すること。》
2 訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護	利用者の同意を得ていることの確認ができない。 《2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族の同意を得ていることを確認できるよう記録すること。》
3 訪問介護	緊急時訪問介護加算	加算の要件となる記録が残されていない。 《「要請のあった時間」「要請の内容」「当該訪問介護の提供時刻」「緊急時訪問介護加算の算定対象である旨の内容」を記録すること。》
4 訪問介護	特定事業所加算	「訪問介護員等ごと」の個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画が策定されていなかった。
5 訪問介護	初回加算	訪問介護計画が作成されていなかった。
6 訪問介護	初回加算	サービス提供責任者が初回のサービス提供の前月に(サービス調整のため)同行訪問した場合に算定していた、又は訪問介護計画の作成前にサービス提供責任者が同行訪問等した場合に算定していた。 《アセスメントのため訪問すること以外に、新規に訪問介護計画を作成した後に、サービス提供責任者が同行訪問等を行うことが初回加算算定の要件となる。》
7 訪問看護	緊急時訪問看護加算	利用者に対し当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得たことが明確にされていない。
8 訪問看護	准看護師による訪問	居宅サービス計画上、准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護が行われた場合に、所定単位数に90/100を乗じて請求していない。
9 居宅療養管理指導	基本サービス費	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入居者に対して実施していた。
10 通所介護	基本報酬	サービス提供の実績回数と介護報酬の請求回数が異なっている。 《サービス提供の記録に記載漏れ等がないように業務管理を行うこと。》
11 通所介護	基本報酬	通所介護計画に位置づけられた時間を超えた所要時間で算定していた。
12 通所介護	基本報酬	歯科受診の時間をサービス提供時間に含めている。 《サービス提供時間内は、緊急やむを得ない場合を除き、医療機関への受診は、認められない、やむを得ず医療機関を受診した場合、サービス提供時間は受診時間を除いた時間とすること。》
13 通所介護	基本報酬	理美容に要した時間をサービス提供時間に含めている。 《理美容に要した時間を除いた時間でサービス提供時間を算定すること。》
14 通所介護	入浴介助加算	入浴記録の入浴実施回数と入浴介助加算の回数が異なっている。 《入浴を中止した場合には、入浴介助加算を算定できない。入浴等サービス提供に係る記録は明確にしておくこと。》
15 通所介護	入浴介助加算	居宅サービス計画に明記されていない入浴介助を通所介護計画に位置付け、入浴の提供を行っていた。
16 通所介護	入浴介助加算	入浴介助の記録がなかった。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
17 通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に利用者の同意が得られた記録が残されていない。 《個別機能訓練計画は利用者又はその家族へ説明し、同意を得ること。通所介護計画に記載することでも足りるが、その際にも加算算定までに説明し、同意を得ること。》
18 通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がなかった。
19 通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画に基づいて行った訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行っていない。
20 通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	機能訓練指導員が、直接、機能訓練を行っていない利用者に対して算定している。 《理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。》
21 通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	「歩けるようになる」ことのみを目的としている。 《身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。》
22 通所介護	口腔機能向上加算	口腔機能改善管理指導計画の作成及び同意日より以前に加算を算定している。 《当該計画を作成し、計画に基づいて行う口腔機能向上サービスについて加算すること。》
23 通所介護	口腔機能向上加算	口腔機能向上サービスを行った記録、概ね3ヵ月毎の口腔機能の状態の評価を行った記録がなかった。
24 通所介護	同一建物に関する減算	通所介護事業所と同一建物の賃貸住宅等に居住する利用者に対してサービス提供する場合に減算を行っていない。同一建物に居住又は同一建物から通う利用者に対してサービス提供を行った場合、減算を行うこと。
25 通所リハビリ(通所介護)	延長加算	4時間以上6時間未満の前後の延長サービスを実施して加算を請求していた。 《所要時間6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションを実施する事業所において、8時間以上の部分について2時間を限度に加算の算定ができる。(通所介護においては7時間以上9時間未満の事業所において、9時間以上の部分について3時間を限度として算定できる。)》
26 通所介護	サービス提供体制強化加算	前年度の介護福祉士の配置割合が基準を下回っているにもかかわらず算定している。《常勤換算方法により算出した前年度の平均を用いること。》
27 通所介護	運動器機能向上加算	看護師が人員欠如しているにもかかわらず加算を請求している。《定員超過利用又は人員基準欠如の場合には算定できない。》
28 通所介護	運動器機能向上加算	長期目標・短期目標の期間設定が適切でなく、概ね1週間毎のモニタリングが適正に行われていなかった。
29 通所介護	運動器機能向上加算	計画に長期目標・短期目標が設定しておらず、利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に記録し評価していない。また、計画について利用者の同意が得られていない。
30 通所介護	生活機能向上グループ活動加算	グループが構成されておらず、利用者1人に対して行っていた。
31 通所介護	栄養改善加算	管理栄養士が通所介護事業所の人員として位置づけられていなかった。
32 短期入所生活介護	送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる旨が記録されていなかった。
33 短期入所生活介護	緊急短期入所加算	緊急利用枠を確保していることについて掲示していない。

サービス種別	加算・減算	指摘事項
34 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	障害者等支援加算	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同等の症状を有すると診断されたことが確認できない。《 医師により診断されたことを確認した記録を残すこと。》
35 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	訪問介護費	前回提供された訪問介護から2時間未満の場合、合算していない。《 訪問介護が2時間未満で実施された場合は合算すること。》
36 居宅介護支援費	基本報酬	担当する利用者の数が一人当たり40人を超えている場合、区分を誤って居宅介護支援費を請求している。又は受託した件数を含めて計算していない。 ・受託した介護予防支援の利用者数…① ・居宅介護支援の利用者数…② ・常勤換算法方法で算定した介護支援専門員の員数で除して得た数…③ ・ $(①/2+②)/③=④$ ・契約日の古い順に並べ④が40未満:居宅介護支援費(I)、40以上:居宅介護支援費(II)、60以上:居宅介護支援費(III)を算定する。 (この場合、当該月の利用者数は給付管理を行うべき利用者数であり、月遅れ請求分は含めない。)
37 居宅介護支援費	特定事業所加算	基準の遵守状況に関する記録を毎月作成していなかった。
38 居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算に該当するケースがあったため、算定要件を満たさなかった。
39 居宅介護支援費	特定事業所集中減算	特定事業所集中減算に係る届出がされていない。
40 居宅介護支援費	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	運営規程に定める実施地域内の者に算定していた。
41 居宅介護支援費	退院・退所加算	アセスメントを実施せず、退院後の居宅サービス計画を作成している。 《退院・退所に当たって、医療機関等からの情報収集を基に、一連の業務を経た上で居宅サービス計画を作成すること。》
42 居宅介護支援	退院・退所加算	複数回算定されていたが、複数回実施する必要性が乏しく、計画にも内容が反映されていない。
43 居宅介護支援	退院・退所加算	居宅サービス計画が作成されていない。
44 居宅介護支援	認知症加算	認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはMではないケースについて算定されていた。
45 居宅介護支援	認知症加算	最新の医師の判定があるにもかかわらず、認定調査票の記載により決定していた。
46 居宅介護支援	独居高齢者加算	利用者が独居であることの記録を行っていない。 《少なくとも月に1回、利用者が単身であることを確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。》
47 居宅介護支援	独居高齢者加算	家族の関わりがある利用者や、ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅等に入居している等、利用者状況の情報収集が可能と考えられるケースで算定されていた。
48 居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き情報提供を行った旨、利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始したことを確認した旨が明確に記録されていない。
49 介護老人福祉施設	口腔機能維持管理体制加算	入所者の「口腔ケア・マネジメントに係る計画」が作成されていない。
50 介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算	同意日の記録をしていない。 《各加算では、各計画への利用者の同意が算定の要件となっており、同意日以降の加算のみ算定可能となる。》



	サービス種別	加算・減算	指摘事項
51	特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	機能訓練指導員として、常勤専従の理学療法士等を配置しなければならないところ、他の業務(看護業務)を兼務している。
52	特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していない。
53	介護療養型医療施設	退院時情報提供加算	退院時に他の病院へ入院したにもかかわらず算定している。《退院後、他の病院又は診療所へ入院する場合は算定できない。》
54	介護療養型医療施設	サービス提供体制強化加算	他科受診時の費用算定日にサービス提供体制強化加算を算定している。《他科受診時には算定できない。》

### ＜変更届について＞

#### 1 原則

変更届は、原則として変更後 10 日以内に届出をすることとなっています。

#### 2 特例

運営規程の「従業員の職種・員数及び職務の内容」については、年 1 回以上の見直しを行い、変更すればよいものとします。変更後は 10 日以内に届出を行ってください。

#### 3 理由

- (1) 運営規程上の「従業員の職種・員数及び職務の内容」は事業所の人員体制を定めたものであり、現員と一致しない場合があります。
- (2) 運営規程の内容は、その時々事業所の体制を正確に表したものであるべきなので、定員と現員が大きく異なることのないよう、適正な時期に見直す必要があります。
- (3) 施設・事業所においては、頻繁に員数変更が行われることも考えられ、見直しの時期を、事業所で定めた時期（年 1 回以上）として、変更の必要があれば変更届を 10 日以内に提出してください。

※ただし、「従業員の職種・員数及び職務の内容」のみの変更であっても、人員の大幅な増減や、事業所の体制に影響するような職種の変更があった場合などは、随時、運営規程を変更し、変更後 10 日以内に届出を行ってください。